

竹原市の景観

竹原市は、瀬戸内海に育まれた美しい自然的景観、町並み保存地区に代表される歴史・文化的景観、商店街や市街地などの都市的景観など固有の景観を有しています。

《自然的景観》



賀茂川等の水辺の風景

《歴史・文化的景観》



歴史的なまちなみ

《都市的景観》



商店街や駅の風景



田園風景



神明祭、祇園祭など祭事の風景



幹線道路沿道の景観
(竹並木、黒レンガ舗装)

竹原市の魅力ある景観づくりメンバー申込み用紙

ふりがな		生年月日	性別 (○印)
氏名		年 月 日	男、女
住所	〒 -		
電話番号 (自宅・携帯)			
<p>● 竹原市内で好きな景色や気に入っている風景があれば、ご記入ください。 (例) 黒滝山から見る島々の景色、的場公園から見る夕日、桜が満開のバンプーム園など</p>			

※第1回勉強会(11月23日)には、あなたの好きな竹原市の景観写真をご持参ください。
写真のご準備が難しい場合は、ご持参いただかなくても大丈夫です。

竹原市の魅力ある景観づくりメンバー募集

景観づくりに関心のある方、景観のアイデアをお持ちの方、景観づくりに参加したい方
竹原市の魅力ある景観づくりを一緒に考えましょう!!

- 募集メンバー 市内にお住まいの方、お勤めの方
市外の方で景観づくりに興味のある方
- 申込方法 申込み用紙(裏面)に必要事項をご記入の上、申込先に
持参、郵送、FAX、メール等でご提出ください
※右記QRコードまたは下記URLからも申込みできます。
https://www.city.takehara.lg.jp/tosi/keikan/member_boshu.html
- 申込先・問合せ先(事務局)
竹原市役所 建設部 都市整備課(担当:伊藤、山道)
〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号
TEL:(0846)22-7749
FAX:(0846)22-8579
E-mail:toshi@city.takehara.lg.jp
- 申込締切 令和元年11月8日(金)必着



<確認とお願い>

- ※1 参加費は無料です。謝礼、交通費等の支給はありません。また、会場へは各自でお越しください。
- ※2 勉強会は、約半年にわたって行いますが、途中で都合がなくなったら場合は、お気軽に事務局にご相談ください。
- ※3 勉強会の様子(写真等)は、市広報、ホームページ等に掲載予定です。
- ※4 申込用紙にご記入の個人情報は、運営目的以外には使用せず、竹原市個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

「竹原市景観17選」の写真募集

竹原市では、景観法に基づく景観計画を策定し、新たな景観資源の発掘と魅力ある景観づくりを進めるため、また、竹原市景観計画策定(2021年3月予定)が景観法制定(2004年6月)から17年目となることから「竹原市景観17選」の選定を行います。

竹原市内で、あなたの好きな景色や気に入っている風景、次世代に残したい景観など、たくさんの景観写真の応募をお待ちしております。



- 応募写真 竹原市内の景観写真
※昔の写真から現在の写真まで応募可能です。
※加工・合成した写真、第三者の権利(著作権、肖像権など)を侵害する写真、他のコンテスト等に応募し著作権等に問題のある写真は応募できません。
※応募写真の著作権は竹原市に帰属とします。また、応募写真の返却はできません。
- 応募方法 応募写真と応募用紙(任意様式可)を次の方法で応募先まで提出して下さい。
※任意様式で提出する場合は、①撮影場所、②応募者の氏名(ふりがな)・住所・連絡先(電話番号・E-mail)、③コメント(写真の説明や思い出等)を記載。
デジタルデータ(JPEG)
Eメールで送付又はデジタルデータと応募用紙(任意様式可)を持参、郵送
※Eメールで送付の場合は、件名に「竹原市景観17選の応募」、本文に上記①~③を記載し、容量は本文・添付写真あわせて7MB以下として下さい。
プリントした写真(昔の写真等)
プリント写真と応募用紙(任意様式可)を持参、郵送
- 応募用紙 市ホームページ(下記URL)からダウンロードして下さい。
https://www.city.takehara.lg.jp/tosi/keikan/takehara17_photo_boshu.html
- 応募先 竹原市役所 建設部 都市整備課(担当:伊藤、山道)
〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号
E-mail:toshi@city.takehara.lg.jp
- 応募締切 令和元年12月27日(金)必着
- 活用方法 竹原市景観17選パンフレット、竹原市景観計画への掲載





景観づくり勉強会
竹原市の魅力ある景観づくりを考えよう！！
 ～景観を守り・育て・活かすために～



美しい景観（風景や景色）は、地域の魅力を高め、そこに生活する人や訪れる人の心を豊かにしてくれます。

竹原市には、優れた自然景観や市独自の歴史的景観があり、これらの景観を守り・育て・次世代に引き継いでいくため、令和元年度から令和2年度の2年間で、景観法に基づく「景観計画」の策定を進め、良好な景観づくりに取り組んでいきたいと考えております。

景観づくりは、行政だけで計画を作っても良いものではありません。竹原市に住む市民のみならず行政と一緒に、今の竹原市のまちなみや将来に残したい景観について話し合い、良好な景観づくりに向けた取組を実行することが重要です。

そこで、竹原市の魅力ある景観づくりと一緒に考え、取り組んでいただける方を募集します。

【景観づくり勉強会（予定）】

	テーマ	開催時期, 会場
第1回	竹原市の“今”を見つめよう 【講演】景観とまちづくり（仮） 講師：広島工業大学工学部 今川朱美准教授 ※竹原市景観計画策定委員、広島県景観アドバイザー 【グループワーク】市の景観資源や魅力の発掘	日時：令和元年 11月23日(土) 10:00～12:00 会場：道の駅たけはら2階 地域交流スペース
第2回	竹原市の景観づくりの“将来”を考えよう 目指す景観づくりの方向性、将来像	令和2年 1月中旬ごろ 1時間半～2時間程度
第3回	景観を守るアイデアを掘り下げよう 地域でできること、行政が取り組むこと	令和2年 4～5月ごろ 1時間半～2時間程度

※2回目以降の開催日時、会場等は別途ご案内します。 ※4回目以降は必要に応じて実施します。

景観計画 Q&A

Q1：景観とは？

「景観」は、まちや地域がどう見えるかということですが、対象となる「景」（風景、景色）があり、それを「観」る人がいて、初めて成り立つものです。

景観には、森林や河川・海などの自然、地域の歴史や文化・伝統、道路や公園、建物や看板等のまちを構成する要素のほか、そこに住む人々の暮らしや経済活動、法律等の制度などの様々な背景があります。

良好な景観は、世代を超えた市民共通の宝であり、未来を担う次の世代へ引き継いでいく必要があります。



Q2：景観計画とは？

「景観計画」は、景観行政団体が景観法に基づき、良好な景観の形成を図るため、良好な景観を形成する区域（景観計画区域）、良好な景観の形成に関する基本的な方針（景観方針）、建物のデザインや壁面の位置、色の規制など行為の制限に関する事項（景観形成の基準）などを定めるものです。

景観計画を策定すると、景観計画区域について建築物や屋外広告物などの行為（高さや色等）が緩やかに規制できるほか、景観重要建造物や景観重要樹木を指定すると、その形状変更等が許可制となり、その景観を維持することができるようになります。

Q3：いま、景観を考える理由は？

私たちが、自ら住む「まち」を考えると、最初に思い浮かべるものは、視覚を中心とした五感で感じる「まちの景観」です。景観を通じて人々は地域を認識し、また自分たちが住んでいる故郷を感じます。

人口減少時代を迎えた現在、活力と魅力ある地域を創るためには、地域固有の歴史や産業・文化を映し出す“心地よく” “愛着を感じる” 景観が極めて大きな役割を果たします。

竹原市には、「安芸の小京都」と呼ばれる伝統的な町並みや瀬戸内海の多島美があり、それらの景観がそこに暮らす人々にゆとりや潤い、まちへの愛着をもたらすとともに、人々を惹きつける集客資源となっています。

これらの魅力をさらに高め、地域活性化に結びつけていく上で、現在の良好な景観の維持・形成がとても重要だと考えています。